

令和5年3月23日

瀬戸市議会

議長 水野 良一 様

報告書

子ども・若者センターの充実について

厚生文教委員長 長江 秀幸

1 はじめに

本市としては初めてとなる令和 2 年度から令和 6 年度までを計画期間とする「瀬戸市子ども総合計画」が策定され、それは「子どもの最善の利益」の実現に向けて子ども・若者政策の全体像と基本方針を定めたものとなった。

そして、令和 3 年 4 月には「瀬戸市子ども・若者センター」が開設され、妊娠中から概ね 30 代までのすべての子ども・若者とその家族を対象とした相談支援に取り組まれているところであるが、令和 3 年度の「せとまちトーク」のアンケート結果においても、障害、福祉、子育ての三つの分野を総合した相談支援体制の充実さらにはヤングケアラーやダブルケアラーへの支援の必要性などについてのご意見があったことも踏まえて、令和 3 年度における調査研究事項であった「子ども・若者センターの充実について」を引き続き、令和 4 年度においても調査研究事項とすることとした。

2 調査・研究の概要

(1) 瀬戸市子ども・若者センターについて (令和 3 年 10 月 7 日に訪問)

(ア) 概要

- ・ 正規職員 8 名、会計年度任用職員 4 名(事務職員を含む)の計 12 名の体制であるが、職員は二倍になっても相談件数は三倍以上となっており、二つのチームを編成しその対応にあたっている。基本的に具体的な行動は二人で行い、また夜間等の時間にとらわれない対応も必要となっている状況である。
- ・ 子どもから若者まで(0 歳から 39 歳まで)の様々な困りごとをサポートしている。
- ・ 目指すところは相談から解決へ導き、本市から虐待や自殺等が無くなることであり、早い段階そして被害が発生していない段階のうちから丁寧に対応することで、困難事例となっていくことを防止していきたいとのことである。
- ・ ヤングケアラーの事例も認識しているが、関係機関に繋いでいくことで対応している。

(イ)所感

- ・相談件数の増加や困難事例も増えており、職員体制の充実が必要であると思われる。
- ・ヤングケアラーへの支援も含めて、関係する機関とのネットワークをさらに強固にしていくことで、様々な支援が可能となるのであり、支援と人の輪をつないでいくという気持ちと意識が必要であると感じた。

(ウ)今後の課題

- ・職員体制の充実が必要であり、特に子どもから若者まで(0歳から39歳まで)の様々な困りごとをサポートしているとのことで、専門的な知識と経験を持った人材をどのように育成していくのかが課題である。
- ・子どもたちや若者たちの居場所となり、ここに来れば何とかなるという信頼を得ていくことで、困難事例となる前に家庭環境等が改善され、この街で安心して暮らせるという地域社会をどのように作り上げていくのかを目指すべきものと考える。
- ・今後ヤングケアラーへの支援も必要であり、こうした様々な事例についての関係機関との連携・協力体制をより進めて、どのように対応してきたのかという情報等を関係者間で共有しながら、相談事例の解決を積み重ねて、それら事例の分析や検討を行いながらより良い解決方法を目指していくことを当センター全体の課題として考える必要がある。

(2) 豊橋市子ども若者相談センター「ココエール」について

(令和4年1月11日に訪問)

(ア)概要

- ・平成28年の児童福祉法の改正により、子ども家庭総合支援拠点の整備が努力義務となり、さらに要保護等の出口支援や高校生の不登校・中退、ひきこもりなどの対策も必要となったために、児童と若者に関する相談窓口を一体的に整備する構想が持ち上がった。そこで、相談窓口として独立した組織を持つとともに、本庁外に施設を整備することで、子どもから若者までの総合的な相談支援体制として取り組むこととなった。
- ・職員体制は20名で、このうち相談支援は民間委託の2名で対応している。職員が足りない状況であり増員の予算要求を行っている。
- ・また「庁内公募制度」により異動してくる職員もあるとのことで、子ども等の支援の在り方も多様化しており、独自の目線が必要であるとのことであった。

- ・相談件数が増加するほどに困難事例も多くなり、行政職員ではその対処が難しいケースでも民間委託ならではの柔軟かつ丁寧な対応が可能となっているとのことであるが、情報等の管理やシステムの共有、継続性などの課題や委託に頼り過ぎてしまうというデメリットも指摘されていた。
- ・様々な相談支援事例を個別に評価しており、解決に向けてのプロセスを可視化することで、情報の共有や個々のケースでの対応方法などの検討も行えるとのことであった。
- ・就労支援の取り組みの一つとして定時制高校の合同説明会を定期的を開催している。
- ・ヤングケアラー対策についてはこれからの課題であり、当事者同士の交流や具体的な家事支援等の検討を行っていくとのことであった。

(イ)所感

- ・豊橋市や本市でも職員数が足りないとのことであったが、目の前の課題や困難事例等に対処していくためには何よりも真摯に対応する「やる気」のあることが必要不可欠であり、そうした職員を庁内から募集するという制度は意味があると思うし、公僕としての意識向上や人を幸せにするためには自らが幸せでなければならないという指摘は、なるほどと思わせるものであった。
- ・民間委託ならではの手法や機動力、困難さをともに乗り越えていくという意識の強さを持つ相談員の存在はとても心強いものであり、支援は人であるという事の大切さを強く感じた。そうしたことから専門的など所に委託し、メリットを生かすのも選択の一つであると思った。
- ・相談事例を個別に評価し解決までのプロセスを相談員等で共有できるシステムがあるとのことであり、多人数で様々な角度からの検討が可能となり、より支援の幅が広がるのではと思った。

3 まとめ

～今後本市の子ども・若者センターに求められることは～

令和4年12月に公表された人口動態統計速報によれば、令和4年1月から10月までの出生数の累計は66万9,871人で前年比4.8%減であり、最も少なかった令和3年の出生数を下回るものとなっている。人口減少並びに超高齢化社会と言われて久しいが、今後もより強力に結婚支援や妊娠出産への支援、男女ともに仕事と子育てを両立できる環境の整備、子育て世帯への支援など、それぞれ

のライフステージに応じてきめ細やかな少子化対策が急務である。そうした意味では、子ども・若者センターの相談支援は、親はもとより子どもや若者たちの「育ち」に今や欠かせないものとなっているのであり、増加している相談件数に対応するためにも、今後は職員体制の充実が必要である。

そうした背景のもと、子どもを産み育てる、そして成長する過程に寄り添い、支援を必要とする人に気づき、支援の手を差し伸べる役割を担うのが「子ども・若者センター」であり、相談件数の増加が見られる現状を踏まえ、庁内公募などの手法も考慮すべきであり、さらには「人財としての相談支援のプロフェッショナル」を育成していくことが必要である。

ヤングケアラー対策についても、困っている自分のまわりには相談できる人が居る、支援をしてくれる人が居ることを知ってもらう地域社会となることが必要であり、「子ども・若者センター」が介護等で困っている子たちにとっての拠り所ともなり、何でも相談できるという支援を繋ぐところとしての機能を果たすように関係機関との連携を図る必要がある。今後大きな社会問題となることも想定され、実態の把握を進めるとともに、地域の皆で発見していくという体制を構築していくことなども含めて福祉施策としても具体的な支援体制を構築する必要がある。

就労支援についても関係機関との連携協力が不可欠であり、学習支援とともに、切れ目のない支援を継続的に行う体制が必要であるが、「子ども若者センター」だけの役割ではなく、別に就労支援のための「センター」などを設けるべく特に就労については地域の企業にも協力を得ながら、ジョブコーチなどの就労後のサポート体制を整えていくことや定時制高校等への進学を視野に入れた進路相談等の機会を設けることが必要である。

就労やヤングケアラーへの支援については、個々に見解を述べたが、「子ども・若者センター」に期待される役割は、今後も高まっていくことが予想される。「センター」の運営に当たっては、相談支援の民間委託といった手法についても、メリットを分析し導入を検討すべきであり、支援の中核としての機能を高め、各種機関とともに支援体制の強化・構築に努めてもらいたい。